

フランス時代の中江兆民

——その思想形成——

米原謙

フランス時代の中江兆民の事蹟については、これまで井田進也氏によって調査が精力的に進められてきた⁽¹⁾。そして政府の留學生帰国命令に対して、兆民が反対運動をしたらしいことが知られている⁽²⁾。しかしフランス側資料によってはほとんど何も確証されず、この点では「よほどの僥倖によらぬかぎり」⁽³⁾もはや何もわからないだろうとされている。筆者は一九八四年十月から約一年間パリに滞在する機会にめぐまれ、兆民の事蹟についての若干の調査を行ったが、井田氏の右の言を確かめる結果となっただけだった。以下は、事蹟調査を完全に断念した上でむしろやむなく行った、思想的レベルでの研究のささやかな成果である。

兆民とフランス思想との具体的関連については、すでに井田進也氏によっていくつかの指摘がなされている。主要な点は次の通りである。一つは『三酔人経綸問答』の紳士君の主張に関するもので、そこには、ジュール・バルニ『民主政における道徳』や、エミール・アコラス『民法提要』序文の翻訳に近い部分があること、また、紳士君の主張する進化論は、A・フイエ『理学沿革史』やM・ギューイヨール『現代英国倫理学』にもとづくものであろうとされる⁽⁴⁾。もう一つは、『革命前法朗西二世紀事』と、ヴェクトル・デュリュイ『フランス史』およびアンリ・マルタン『フランス史』に関するもので、『革命前法朗西二世紀事』は、いわばデュリュイを縦系にマルタンを横系に編まれ、

ところどころを兆民自身の文で綴ったもの」といわれる。さらに『選挙人目ざまし』の「有限責任」論についても、エドゥワール・フィリポンの命令委任制度に関する著書との関連が指摘されている。⁶⁾

井田氏の指摘の多くは、兆民の文章と原典のテクストを照合して、兆民が原典から引き写したと思われる部分を指摘したものであり、兆民がどのような傾向の書物を読んでいたかを実証する上で興味深い。しかしひるがえって考えてみれば、原典からの無断の引き写しは何も兆民に限ったことではなく、例えば福沢諭吉の『学問のすゝめ』や『文明論之概略』にも典型的に現れている。⁷⁾ 思想家相互の影響関係は、このような具体的な指摘なしには証明しにくい。しかし逆に、思想的影響は、このような文言上の照合だけでは確定できないこともまた言をまたない。井田氏の指摘は、兆民のフランス思想受容のいわば氷山の一角を示している。しかしそれはあまりにも断片的で、全容は推測することもできない状態である。⁸⁾

一人の人間が思想的影響を受けるといふばあい、あるいはもっと積極的に、ある思想を受容するといふばあい、たとえそれが「つまみ食い」と評される底のものであったとしても、そこには自らある種の方法ないスタイルとすべきものがあるはずである。本稿はこのような問題意識に立って、兆民とフランス思想との関わりを、兆民の問題意識に沿った形で説明することをめざしている。これによって、兆民のフランス思想に対するある種の姿勢が自ら明らかになり、彼のフランス思想受容の全容も、おぼろげながら写し出されてくると思われるからである。

中江兆民がフランスに滞在したのは、一八七二年二月下旬から一八七四年四月下旬までの二年数ヶ月だったといわ

れる。その間、主としてパリとリヨンに滞在し、ロンドンにも旅行したことは確かであるが、各地での滞在期間など具体的なことは何も分かっていない。おそらくパリよりもリヨンでの滞在期間の方が長かったと思われるが、パリでの滞在期間も通算すれば相当長期に渡ると思われる。

ところで、フランス滞在中の兆民がどのような思想に接し、さらに帰国後どのような研鑽を積んでいったかは、仏学塾で彼が用いたテキストや『政理叢談』にその一端が示されていると思われる。まずこの点から検討しよう。

明治七（一八七四）年、東京府知事あてに提出された「家塾開業願」によれば、兆民が開校時の仏学塾でテキストとして用いたものは次のようなものである。

「反切書、単語編、会话書、地誌、諾依爾氏大文典、受理氏小大古史、同希臘羅馬史、同小仏国史、同仏近世史、
ジュネロン 受屈達氏当代史、ヴォルテール 烏爾的氏查理十二世史、モントスキュー 同路易十四世史、孟得瓜氏 羅馬興亡論、フェネロン 肥担齋氏列瑪屈、古詩類、婁騷氏民約論、同開化論、同教育論、道学書」

語学書と地理や歴史の概説書を除けば、ヴォルテール、モンテスキュー、ルソーの十八世紀啓蒙思想の古典が主であり、フェネロン『テレマックの冒険』だけがやや異色であるが、おそらくこれは彼の留学時代にフランス語の教材として用いられたものであるろう。ともかく開塾当初の兆民は、フランス啓蒙思想を主として講じていたと考えてよい。約十年後の明治十六年三月の「仏学塾開陳書」をみてみよう。

| 書名 | 巻冊記号 | 出版年月 | 訳著者 |
|-----|------|---------|------|
| 文典 | 二 | 千八百七十二年 | ノエル |
| 万国史 | 一 | 同 | ダニエル |
| 仏国史 | 二 | 千八百六十六年 | ジュリー |

| | | | |
|--------|---|---------|----------|
| 查理十二紀 | — | 千八百七十八年 | ボルテール |
| 現行法 | — | 千八百七十二年 | ボンヌ |
| 経済書 | — | 千八百七十六年 | パチストセイ |
| 法理論 | 二 | 千八百六十七年 | ベリム |
| 文明史 | — | 千八百七十六年 | ギゾー |
| 万法精理 | — | 千八百六十六年 | モンテスキュー |
| 民約論 | — | 同 | ルウソー |
| 政府ノ限界 | — | 千八百七十一年 | アンボルド |
| 哲学 | — | 千八百六十三年 | シュルダン |
| 読本 | — | | |
| 路易十四世紀 | — | 千八百八十二年 | ボルテール」II |

十年の間にかんがりの変化があつたことが確かめられる。まず明治七年の段階でテキストの主たる内容をなしていたモンテスキュー、ヴォルテール、ルソーの占める割合が、ここでは大幅に減少している。ヴォルテールについては変化はないが、モンテスキューについては『ローマ人盛衰論』のかわりに『法の精神』が採用され、ルソーについては『民約論』のみが残された（ヴォルテールに変化がないのは、歴史書として扱われていたからだろう）。新しく採用されたのは、法律、経済、哲学についての概説書であり、パチスト・セイやギゾーの書物は、すでに十九世紀の古典といつてよい評価を受けていたと考えられる。仏学塾のテキストのこのような変化は、仏学塾の講義内容の充実とともに、兆民の問題意識の変化をも示しているように思われる。翌年二月の「仏学塾開陳書」をみよう。

仏学塾教授用書籍

| 書名 | 冊数 | 出版年月 | 著訳者氏名 |
|---------|----|---------|---------|
| 文典 | 二 | 千八百七十二年 | ノニル |
| 万国史 | 一 | 同年 | ダニイル |
| 仏国史 | 一 | 千八百六十六年 | デュリー |
| 査亜理十二世伝 | 一 | 千八百七十八年 | ヴォルテール |
| 文明史 | 一 | 千八百七十六年 | ギユイゾー |
| 路易十四世史 | 一 | 千八百八十二年 | ヴォルテール |
| 哲学講義 | 一 | 千八百六十二年 | デウルダン |
| 哲学 | 一 | 千八百七十九年 | ルフェーブ |
| 大宗 | 一 | 千八百七十九年 | スペインセル |
| 世態緒論 | 一 | 千八百八十年 | スペインセル |
| 経済論 | 一 | 千八百七十六年 | バチストセー |
| 現行法 | 一 | 千八百七十二年 | ボンヌ |
| 法理論 | 二 | 千八百六十七年 | ベリーム |
| 万法精理 | 一 | 千八百六十七年 | モンテスキュー |
| 民約論 | 一 | 千八百六十六年 | ルウソー |
| 民政道徳論 | 一 | 同年 | バルニー |
| 従政自由論 | 一 | 千八百六十八年 | デウルシモン |
| 共和純理 | 一 | 千八百七十一年 | ナッケー |
| 人身窮理 | 一 | 千八百七十六年 | スペインセル |
| 地理書 | 一 | 千八百七十七年 | スペインセル |
| | 一 | 千八百七十八年 | コルタンベル |

(12)

フランス時代の中江兆民

十八世紀啓蒙思想の他に、歴史、地理、哲学、経済、法律についての概説書が網羅されている点では前年のものと変らないが、新たに、スペンサーの書物三冊、バルニ、ジュール・シモン、ナケの政治論が付け加えられたのが目立った変化である。⁽¹³⁾バルニ、ジュール・シモン、ナケはともに、兆民がフランスに滞在した時期の共和派の有名な政治家、論客である。このうちバルニについては、明治二十年にこの同じテキストの一部を「節訳」して『欧米政典集誌』に連載し、⁽¹⁴⁾さらに同年、『三酔人経綸問答』で紳士君の主張として、名前をあげずにその主張を祖述した。⁽¹⁵⁾

十七年二月の「開陳書」と同じ傾向は、十五年から十六年にかけて発行された『政理叢談』にも認められる。『政理叢談』については、井田氏による原典と原著者についての研究があり、これによって兆民たちが訳出した全論文の著者と書名を知ることができる。⁽¹⁶⁾井田氏の研究に基づきながら、原著者四五名を私は以下のように分類してみたい。

- A、古典的著者　ベッカリア、ベンサム、コンドルセー、ギゾー、ロック、ミラボー、ルソー、セー、(八名)
- B、ブロック政治辞典 *Dictionnaire générale Politique* の項目の筆者　ブロック、クレマン、フーシェ・ド・カレイユ、エリー、エルヴェ、ラヴォレ、マザド、レア、(八名)
- C、法律(概説)書の著者　アーレンス、ベリーム、グラソン、ラフェリエール、オルトラン、ピコ、トニッサン、ヴァレット、(八名)
- D、哲学(概説)書の著者　ギュイヨール、ジュールダン、エチエンヌ、(二名)
- E、特殊な性格なもの⁽¹⁷⁾　ブラク・ド・ラ・ペリエール、アルニ・ド・ゲヴィル、(二名)
- F、哲学辞典の著者　フランク、(一名)
- G、その他、(一五名)

ここで一応AからFに分類したものは、兆民の問題意識の特徴をさぐるためには、不適当なものばかりである。古

典的著作はヨーロッパ思想の常識を提供するという意味をもっていたらうし、法律書や哲学書のほとんどは概説書である。辞典の項目が多数訳出されているのも、同じ意図と考えられる。問題はGに分類した十五名の著作家である。この十五名を大まかに分類すれば次の通りである。⁽¹⁸⁾

a、共和政支持の思想家　バルニ、バスチア、ビュセ、ラブレレー、ラクロワ、ル・フォール、ナケ、シモン、ヴァシユロー、(九名)

b、自由主義者　バロー、ブランキ、コント、クルセル・スヌイユ、デュヴェルジエ・ド・オランヌ、デュノワ、イエ、(六名)

見られるように、彼らはすべて共和派の政治家、論客であるか、または王政、帝政下の自由主義者たちであり、特に、バルニ、ラクロワ、ナケ、シモン、ヴァシユローなどは、兆民がフランス時代におそらくその盛名を聞いたはずの、名うての共和派の論客たちである。先にCに分類した法学者たちの中には、ラフェリエルやオルトランのような共和政支持の法学者も含まれているから、『政理叢談』原著者の中で、共和派の思想家の占める比重は非常に高いといえよう。

ところで井田氏は、『政理叢談』をアコラースの『民法提要』第一巻序文中の「推薦図書」との関連の中で理解し、『叢談』がまさしく兆民の学びとつたフランス急進主義思想の系統的な宣布を目的とする、すぐれて理論的な雑誌だった⁽¹⁹⁾と結論している。『政理叢談』に紹介されている書物には、明らかにアコラースの「推薦図書」の影響の後が見えるので、私は井田氏の右の結論に基本的に賛成である。しかしここで「フランス急進主義」という語を用いるのは、少なくとも兆民の問題意識とは異なっていると思われる。後述するように、私は兆民がフランス共和主義の政治思想から強い影響を受けたと考える。したがって『政理叢談』におけるヨーロッパ思想の紹介においても、彼の念頭

にあったのは共和政の理論だったと考²⁰えたい。

二

前述したように、兆民がパリに到着したのは一八七二年二月、第三共和政の草創期である。普仏戦争の敗北とパリ・コミューンの傷跡はまだ生々しかった。半年余り後にパリに到着した岩倉使節団の久米邦武は、宿舎の近くの凱旋門について次のように述べている。

「往年ニ普魯西ノ軍兵巴黎ヲ囲ミシトキ、軍中ニ令シテ、此門ニ向ヒテ砲発スルコトヲ禁シ、圍城ヲ畢ルマテ、一点ノ瑕モ負ハサリシニ、其後『コンミュン』ノ乱トテ、国内ニ一揆起リテ、政府ニ抗抵シ、府中ノ大乱トナリ、其時ニ民党ノ一揆トモ、此門ニ大砲ヲ上セテ砲台トナシテ、北ニ向ヒテ『ウェルサイル』『モンワレヤン』ヲ射テ拒戦ナシタル故ニ、政府ヨリ已ヲ得ス、砲ヲ打掛ケテ之ヲ攘ヒ退ケタリ、此時ニ北方ノ一面殷傷セルヲ以テ、当時ハ修覆中ナリケリ。」²¹

戦争と内乱は思想界にも大きな傷跡を残した。知識人の間には「精神的危機」²²とでも呼ぶべき張りつめた雰囲気があった。先に検討した『政理叢談』にも名前の出てきたジュール・シモンは、一八七一年十月二六日の演説の中で次のように述べている。

「我々は物質的災厄の他に、実に多くの道徳的退廃をも嘆かねばならない。(中略)我々は栄光を金錢に取り換え、勞働を投機に取り換えた。また誠実と名譽を懷疑に、政党と教義の鬭争を利害の競争に、学校をクラブに取り換えてしまった。(中略) そうだ、我々は敗北の原因を我々の内に持っている。そうだ、我々は不幸であるが、ほとん

ど罪人でもあるのだ。そうだ、我々はフランス人の精神そのものを治癒させねばならないのだ。」⁽²⁶⁾
ジュール・シモンがこのような認識は、単に共和派だけでなく、左右を問わず当時の知識人の一般的認識だった。⁽²⁷⁾
敗戦責任の追求は単に軍事的レベルにとどまらず、帝政下の制度、思想、宗教から民衆の道徳的退廃にまで及んだ。
兆民の留学当時のフランスの知的、精神的雰囲気を探るため、ここで二つの著作を簡単にみておきたい。

一つはエドガール・キネ『共和国、フランス再生の諸条件』⁽²⁸⁾（一八七二年）である。キネは帝政下に亡命していた筋金入りの共和主義者であり、フランスの敗北によって、いよいよ自己の政治理念を実現する時がやってきたと考えた。セダンでの降伏について彼は次のように述べたといわれる。「否、敗れたのはフランスではなく、ボナパルティスム、独裁政治、カトリシスム、ジュスイット主義である。私の知っているフランス、自由の国フランスは再生するだろう。」⁽²⁹⁾キネの『共和国、フランス再生の諸条件』はこのような認識のもとに、共和政こそがフランスを「再生」させる政治制度であることを述べたものである。キネによれば、フランス敗戦の第一の原因は、国民と軍隊が分離した結果、ミリタリズムが頂点に達し、兵士がもはや市民の魂を持たなくなったところにあった。つまり、まず第一に、職業的常備軍が批判されるのである。国民から孤立した兵営を持たないようにし、「市民的精神と軍隊的精神が一つのものとして相互に移入する」⁽²⁷⁾ようにしなければならぬ。そうすれば「兵営は、自由、平等、愛国の偉大な学校となり、兵士は市民となるだろう。」⁽²⁸⁾こうして帝政下の軍隊を批判した後、次に共和政の不可欠の前提として、初等教育の義務教育化を主張する。無償で非宗教的な義務教育制度の導入は、王制、帝政の精神的支柱となったカトリシスムとの対抗上、共和主義者たちが一貫して主張したところだった。キネのここでの主張も、このような文脈にあり、教育の充実によってプロシアを文化的に凌駕すれば、いつかはアルザス、ロレーヌを奪還できる日が来ると述べる。

もう一つはエルンスト・ルナン『知と道德の改革』⁽²⁹⁾(一八七一年)である。ルナンはキネよりも一世代若く、青年時代に一八四八年の第二共和政の挫折を体験した世代に属する。敗戦と内乱のショックはこの世代において最も深刻だった。ルナンの思想を色どっているペシミズムは彼の世代の共通の特色だった⁽³⁰⁾。ルナンは政治的には貴族主義的自由主義者であるが、第三共和政が安定する一八七〇年代後半になって、共和政を容認するようになる⁽³¹⁾。今日からみれば、第三共和政はフランスが遂に共和国以外ではありえないことを実証することになったが、一八七〇年代初頭には、なお共和政は流動的だった。共和政が小国に適当な制度であることは、モンテスキュー以来の常識といつてよいし、何よりも十八世紀以来フランスは何度も共和政が流産し挫折するのを見てきた。フランスをプロシアに対抗しようのような国家に「改革」することは、この時期のフランス知識人の共通の問題意識であったが、共和政がよくこれに答えうるか否かは、なお懐疑の目で見られていたと言つてよい。ルナンのこの書はこのような問題意識に立つた共和政批判の典型を示している。

ルナンは次に述べる。一八四八年の革命によつてもたらされた普通選挙は、自由の觀念などに全く縁のない農民たちに恩恵をほどこしたのみだった。フランスは物質主義の国になつてしまつた。愛国主義、美への熱狂、栄光への情熱は消滅してしまい、「物ごとの判定と支配は大衆の手に移つてしまつた」⁽³²⁾。敗戦をナポレオン三世のせいにするのは誤りである。我々のすべての弱さは民主政にその原因をもつてゐる。民主政の国家はうまく統治されえない。「ドイツの勝利は規律のある人間の、規律のない人間に対する勝利であり、ていねいで、用心深く、周到な、整然とした精神の人間の、そうでない人間に対する勝利である。それは科学と理性の勝利であるが、同時に、アンシャン・レジームの、すなわち民主権と人民が自分の運命を決定する権利とを否定する原理の、勝利である」⁽³³⁾。共和政の原理は選挙にあり、そこでは凡庸な政治家しか生まれない。プロシアを強大にしたのは国民皆兵と義務教育制であると

言われるが、プロシアは普通選挙制ではないからこそ、これらの制度を採用したのである。

キネとルナンがともに敗戦と内乱という政治的危機を体験しながら、全く異なった評価を下したことが分かるだろう。しかも生まれたばかりの共和政に対する全く相反する評価にもかかわらず、彼らの著作にはともにフランスの「改革」と「再生」への熱い思いが込められているのである。普仏戦争でのフランスの敗北は、草創期の明治日本におけるフランスの權威を失墜せしめ、種々の面でプロシア型を採用する重要な契機となった（憲法と軍隊はその典型）。しかし兆民はフランスにあって、フランス「再生」の知的熱気を感じ取っていたはずである。兆民が読んだ形跡のない二つの書物をあえて取りあげたのは、彼が滞在した時期の一般的な知的雰囲気さぐってみたからである。

三

さて二月にパリに着いた兆民は、六月にはすでにリヨンにすることが確認されている。いつリヨンに移ったかは不明であるが、しばらくはパリに滞在したと考えるのが常識的であろう。パリの住所は不明であるが、推測の材料はある。第二帝政から第三共和政初期の学生下宿について、ピエール・ギラルは次のように述べている。

「この時代には、大学生活がまだ首都全体に広がっていなかった。ましてや首都の外に広がることはなかった。学生はカルチエ・ラタンに住んでいた。部屋代はオデオン座近辺で一月二〇―二五フラン、サン・ジャック街、ラ・アルブ街、サント・ジュヌヴィエーヴ丘を登る狭い通りなどでは一五―二〇フランであった。賄付は普通一律に一・二五―二フランであった。その地域最大の下宿はオデオン座に近いコルネイユ街のオテル・コルネイユであった。値段は断然高く、二階と三階は月四五フランであった。」

この当時の新聞を見ると、バカロレア受験生のための私塾が時々宣伝を出しているが、それはほとんど例外なくカルチエ・ラタンにあったことからみても、右の叙述は納得される。フランス時代の兆民の親しい友人であった西園寺公望のばあいをみてみよう。

「邑里に着いて、小さい宿——小さいがホテルで、下宿屋ではない、其所へ留まった。前田正名の世話である私塾に入った。一年許り後ゼネーブに行き、マルセーユへ移ったが、巴里へ帰ってからは下宿屋に住み、大学へ入る下稽占のつもりでアコラスに就いたが、大学へ入ってからもアコラスへは通学した。(原文改行) 仏語が自由になつてから、ミルマンにも通った。ミルマンへ通ひしは仏語に通じて後、されば最初に入りし塾にあらず。」⁽³⁶⁾

別の箇所の記述によれば、「リウドバック街」の塾にも入ったが、それが最初の塾だったか、別のものかは判然としないという。⁽³⁷⁾「リウドバック街」すなわちバック通り *rue de Bag* は七区にあり、ロワイヤル橋から南に延びる細長い街路である。西園寺が平均的な学生としてカルチエ・ラタンに住んでいたとすれば、そこから徒歩で通学可能な距離である。またアコラスの塾は、後述するように、ヴォジラール通り三四番地(オデオン座のすぐ近く)にあったので、カルチエ・ラタンに住んでいたとすれば至近距離である。カルチエ・ラタンは勉強には至便の地域であるから、ソルボンヌを卒業した西園寺がわざわざカルチエ・ラタンを離れて暮らしたとは考えにくい。このように考えると、西園寺も当時の学生の例にもれず、カルチエ・ラタンに住んでいた可能性が強いと言えよう。

西園寺がパリに着いたのは一八七一年二月六日であった。自伝では「一年許り後ゼネーブに行」⁽³⁸⁾ ったと語っているが、実際にはその年の夏にジュネーブへ、冬にマルセイユに行き、七二年春にはパリにもどっていたので、二月に着した兆民は、パリで西園寺に会えたはずである。しかも「ヨーロッパ文明を勉強するためにパリにやって来て、仲間うちで暮らしている日本人」⁽³⁹⁾ というジュール・シモンの表現にも現れているように、彼らの間には頻繁な往来があ

ったはずである。したがって兆民が西園寺のようにパリで私塾に通ったりしていなかったとしても、そこで何が講じられているかという程度のことには通じていたと考えられる。

当時のカルチエ・ラタンの知的雰囲気を一覧しておこう。まずソルボンヌ。『講義科目一覽表』⁽⁹⁾によると、哲学史講座でポール・ジャネが、「モンテスキューとジャン・ジャック・ルソーの道徳・社会理論の比較研究」を講じており、『政理叢談』に名前が出てくるルイ・エチエンヌがフランス雄弁術の講座で、「十八世紀前半のフランスのモラリスト研究」を講じていた。兆民がこれらの講義を聴講したり、影響を受けたとは考えられないが、何が論じられているか、という方向性を与えられた可能性はある。

サン・ミシエル大通りを隔てて、ソルボンヌの反対側（西側）にムッシュュー・ル・フランス通りがあり、この通りの十番地はかつてのオーギュスト・コントの住居で、兆民の当時は実証主義の国際的な本拠地になっていた。⁽⁴⁾ フランスの実証主義は、コントの後半生の人類教への傾斜をめぐって分裂しており、ここはコントに忠実なジュール・ラフィットらの本拠地である。ここでラフィットらは実証主義哲学の講義を行ったり、雑誌『実証政治学』La Politique Positiveを出したりしていた。兆民滯仏時の『実証政治学』を繰ってみると、アコラスが『ル・ラディカル』紙に書いた「教育の自由」に対する批判が載っていたり、兆民の『維氏美学』の原著者ウジェーヌ・ヴェロンの『人類の知的進歩』の長い好意的書評が載っている。

ラフィットに対立していたのがエミール・リトレの一派である。リトレらはコントの人類教への傾斜は実証主義からの逸脱であると考えていた。リトレは一八七二年に有名なフランス語辞典を完成、出版しており、兆民もその恩恵を被ったはずである。リトレらが出していた雑誌が『実証哲学』La Philosophie Positiveである。『政理叢談』で紹介されたナケの『急進共和政』が書評欄で高い評価を受けており（一八七三年第六号）、またナケ自身も時おり執

筆している。「リトレもラフィットも、そして次の世代のほとんどすべての実証主義者たちも、程度の差はあれ急進主義の色彩を帯びた共和主義者であった。」⁽⁴⁵⁾特にリトレは、一八七一年以来国民議會議員であると共に、アカデミー・フランセーズ会員であり、「第三共和政の公式哲学の形成に大きく貢献した」といわれる。⁽⁴⁶⁾

兆民滞在時のカルチエ・ラタンの知的雰囲気を考える時、最も重要なのは言うまでもなくエミール・アコラスである。前述したように、アコラスには西園寺が直接ついて学んでいたし、その交遊は「アコラスが旅行するのに、わたしが着物の世話をしたこともありませう」というほどの親密ぶりだった。井田進也氏によれば、「維新後日本からの法文系留学生はロニーないしモンブランを介してほぼ自動的にアコラスの塾に学ぶルートができていたのではないか」といわれる。いづれにせよ、兆民がアコラスの塾に無関心でありえなかったのは確かだろう。

アコラスがベルン大学を辞してパリに帰還したのは一八七一年九月であり、帰国後、労働者のために政治的権利と民法の講座を開く認可を、文部大臣ジュール・シモンに拒否されたとされる。⁽⁴⁶⁾アコラス自身が編集責任の一端をになっていたと推測される新聞『ル・ラディカル』は一八七一年十月十五日発刊で、一八七二年六月には廃刊になっているが、前述のようにアコラスの思想活動が日本人留学生の間で話題になっていたとすれば、兆民もこの新聞を手にとったことがあるかもしれない。この『ル・ラディカル』紙には、一八七一年十月十七日号に、「ベルン大学フランス法教授エミール・アコラス」の手紙を掲載しており、十一月二日号に次のような注目すべき記事が掲載されている。

「エミール・アコラス教授の政治的権利に関する講義

この講義の第一部は一七九三年の人権宣言についてである。

第二部は、フランスの共和主義諸憲法、アメリカ諸憲法、スイス諸憲法の比較研究を対象とする。

ヴォジラール通り三四番地のエミール・アコラース氏宅で3ヶ月分の登録ができる。

講義は一月一日に開始する。」

同じ記事は十一月二八日の紙面にも見えるが、講義は当初の計画通りには開始されなかったらしい。一八七二年一月三日に三たび同じ記事が掲載され、講義開始は一月十五日とされている。さらに四月十二日には次のような記事が掲載されている。

「エミール・アコラース教授の政治的権利の講義

講義の最初の月に政治学の概略を解説した後、教授は二月二六日以来一七九三年の人権宣言の注釈に取り組んでゐる。

登録はヴォジラール通り三四番地で行われる。」

同じ記事は四月二一日にも掲載されているが、ともかくアコラースの講義が七二年一月ごろから始められ、兆民がパリに到着した時点で進行中であつたことが確認される。このような形での講義がいつまで続けられたかは、『ル・ラディカル』紙が七二年六月二九日をもつて廃刊されているので確認できないが、西園寺公望の口ぶりから推して、アコラースの講義が一時的なもので終わったとは考えられない。ジョルジュ・ルフランによれば、「彼は法学部の復習教師で、サン・ミシエル大通りのカフェ・スフレにたむろしていた若い知識人や労働者のグループと交わつてい⁽⁴⁷⁾た」という。アコラースがカルチエ・ラタンで知られるようになったのはこのような活動を通じてであつたらしいし、一八七六年の国民議会選挙に立候補したのも、このようなグループを核にすることであつた。

ここでアコラースの政治思想について簡単に述べておきたい。ジョルジュ・ルフランのように、アコラースを草創期フランス社会主義の一員として考える例もあるが、彼自身の思想の中には社会主義的要素は全くない、と言つてよ

い。彼が終始主張しているのは、「十八世紀とフランス革命の伝統にもとること」⁽⁴⁸⁾である。ナポレオンとその後の歴史がフランス革命の成果を大なしにしてしまったとするのが彼の認識であり、ナポレオン法典の改定を主張するのもこのような認識にもとづいている。自己の著書をルソーへの献辞で飾りながら、ルソー⁽⁴⁹⁾を批判するのは、主としてルソーの思想の集団主義^{コレクティヴィズム}の性格が彼の思想と相容れないからである。彼がルソーの「社会的権利」に對置するのは、「人格の自立の権利」⁽⁵⁰⁾である。彼は極端な個人主義には反対だったが、一七九三年の人権宣言に表現されているような意味での個人主義者であった。

『ル・ラディカル』紙上のアコラースの論説をみてみよう。まず五回にわたって連載された「教育の自由」という長い論説がある(七二年一月二〇日、二月六日、二月二十七日、三月二十九日、四月六日)。彼は教育の自由を表現の自由と同じカテゴリーのものと捉え、すべての権利に先立つ権利であると考え、次に国家による教育か教育の自由かを問題にして、現在の社会秩序の不完全性から考えて、国家の学校教育への介入を必要と判断する。つまり義務教育を認めた上で、国家介入の欠点を是正するため地方分権化し、コミュニティに教育権を認めるよう提言する。そして教育への国家介入は教育の費用を負担できない家庭の子供のためであるから、全面的な無償を唱える。前述したように、非宗教的で無償の義務教育は共和派の共通した主張であり、彼らの意見の違いは無償の範囲をどこまで広げることが、というむしろ技術的な問題だった。

次に「命令委任」Le Mandat Impératifを取りあげよう(七一年十二月十七日)。アコラースによれば、「命令委任」とは取り消し可能な委任のことである。私法の領域においても政治の領域においても、委託者が被委託者をいつでも罷免する権力を保持しているものでなければ、被委託者に命令する能力を保持し続けることはできない。被選挙人が一瞬でも選挙人から自立すれば、権限を分割したり、権限の期限を短縮したりしても無駄であり、被委託者の権力篡奪を

妨げることはできない。」この主張は代表制についての彼の従来の見解⁽⁹¹⁾から必然的に出てくるものである。しかし命令委任の考え方自体は彼の独創ではない。命令委任の觀念が革命以前の中世的伝統をもっていることは言うまでもないが、十九世紀の共和主義者たちは、「國民代表」の觀念に抗してこの觀念に固執し続けたし、第三共和政初期においてもなおそうであった。⁽⁹²⁾

中江兆民が『選挙人目ざまし』の中で、「有限責任」論という形で命令委任を主張したことはよく知られている。前述のように、兆民の「有限責任」論がフィリポンの著書に基づくものであることは井田進也氏が指摘しているが、このことは兆民が命令委任の觀念をフィリポンの著書（一八八二年刊）によってはじめて学んだことを意味しない。私の確認した限り、兆民の滞仏時に、命令委任は相当広範囲に主張されており（この点後述をも参照）、L・ポーリア『命令委任』⁽⁹³⁾のような単行本も出ていた。おそらく兆民はすでに留学時に、共和派の主張から命令委任の考え方を学んでおり、帰国後、たまたま『選挙人目ざまし』を書くにあたって、フィリポンの書物を参考にしたのである。

ところで西園寺公望は、兆民のフランス時代の生活について次のように述懐している。「中江だの、今村（和郎）などは、留学でも正式に（大学に——引用者注）入学したのではない、入ろうとしても実は入れなかった。勉強よりも高談放論の方だった。」⁽⁹⁴⁾西園寺はいささか批判的に語っているが、私はここに、フランス時代の兆民の勉学の姿勢を読み取りたい。彼は法律にせよ哲学にせよ、ヨーロッパの学問を体系的に学ぶ暇を持たなかったはずである。それを身につけるためには、帰国後相当長期にわたる努力が必要だったのではないだろうか。ただ留学中にそのための動機づけ、方向づけは与えられていたと思われる。彼は大学に入学してオーソドックスな学問を学ぶことがなかった。だからこそ逆に、当時のフランスの知的雰囲気、ジャーナリズムの論調には敏感だったはずである。

さて兆民はパリ到着後数ヶ月を経ないうちにリヨンに移った⁽⁵⁵⁾。それがいかなるつてによるのかは全くわからないが、この時期にリヨンに移ったのは、折からの万国博開催と関係があったのだろう。すぐ後に述べるE・ヴェロンの著書を調べている時、当時のリヨンに万国博見物に来訪する外国人のための観光案内所のようなものがあったことに気がついた。当時のリヨンの雰囲気的一端を伝えるものとして紹介しておこう。

この案内が載っているのは、ヴェロン編著『民衆教育』⁽⁵⁶⁾の奥付である。そこにはリヨンの概要が説明された後、「詳細については、リヨン広場四十番地の『精神的物質的福祉のための連盟』が、外国人が望むすべての情報を喜んで提供します」とある。このヴェロン編著の書物の出版元は共和主義出版会社 Librairie Republicaine であり、住所は右の「連盟」と全く同じであるから、両者は同一組織であったことがわかる。ヴェロンの他の著書(『人類の知的進歩』⁽⁵⁷⁾)の裏表紙には、この共和主義出版会社の出版目録が掲載されており、注意書きによって、この出版社が共和主義思想の宣伝、普及を目的としていたことがわかる。この出版社および「連盟」は、おそらくリヨンにおける共和主義思想の宣伝、啓蒙の一つのセンターだったのだろう。

私は中江兆民がこれらの組織と直接関係があったなどと言おうとしているのではない。兆民が滞在したフランスには、これに類似した組織がいくつもあって、さかんに啓蒙、宣伝活動をしていたのだということを示しておきたかったのである。

ここで兆民の訳書『維氏美学』の原著者ウジェーヌ・ヴェロンについて述べよう。井田進也氏は『全集』第三卷

「解題」で、ヴァプロー『世界現代人名辞典』にもとづいて要を得た略歴を書いているので、これをまず引用したい。

「ウージェーヌ・ヴェロン（一八二五—一八八九）は文士・ジャーナリスト。高等師範学校に一八四六年入学。一八五〇年、文学の教授資格試験に合格して教職についたが、第二帝政の成立後、共和主義者として職を辞し、私教育にたずさわる。『国民評論』、『公教育評論』、『日曜通信』に寄稿したのち、『自由』紙の編輯長、ついで一八六八年、『リヨンの進歩』紙の編輯長となり、ジャーナリストとして才腕を発揮する。一八七一年、『進歩』紙を辞して、『共和フランス』紙を創刊するが、同紙は一八七三年七月、ローヌ県令によって発行を禁止される。一八七五年、パリに出て、地方美術館監督官、ついで豪華週刊誌『芸術』誌の社長となり、これに欠かさず寄稿。一八七六年、共和党新聞『前衛』紙を再興するが、まもなく廃刊」（『全集』第三卷四二五—六頁）。

右のような略歴を記した後、井田氏はヴェロンのリヨン時代が兆民のそれと重なることに注目して、兆民がリヨン時代にヴェロンを知っていたのではないかとされている。私自身の結論を先に書けば、知っていた可能性はきわめて高いと言わざるをえない。以下この点について述べよう。

まず、右の略歴には、リヨンに関する部分で少なくとも二つの誤りがある。第一に、ヴェロンがリヨンで最初に関係した新聞は『ル・プログレ（進歩）』紙であつて、『リヨンの進歩』紙ではない（井田氏は両方を混用しているが）。次に、ヴェロンが『ル・プログレ』紙から『ラ・フランス・レピュブリケーヌ（共和フランス）』紙に移るのは、一八七一年ではなく、一八七二年九月である。

ヴェロンのリヨンでのジャーナリストとしての活動については、『共和フランス』紙一八七三年五月十二日号の記事で自ら語っているので、これによって簡単にたどっておこう。彼がリヨンにやって来たのは第二帝政時代のこと

あった。この当時リヨンの唯一の共和派系新聞は『ル・プログレ』紙だったので、彼はこれによって、帝政批判の言論活動を開始した。彼のリヨンでの活動が正確にいつ始まったかは、この記事では明確ではない。しかし『ル・プログレ』紙の社主シャノワーマ夫人が、『ル・プログレ』紙の全面的編集権をヴェロンに委ねるとの契約書にサインしたのは、七〇年一月七日のことであった。⁽⁸⁾ヴェロンはこの時点で、『ル・プログレ』紙の編集長兼政治部デスクのような地位にあつたらしい。先に全面的編集権と書いたが、契約書には、教会の教義は批判しないということと、シヤノワーマ夫人が忠告の権利を留保するという二項目が入っていて、おそらくそれが両者の紛争の原因となつた。私がフランス国立図書館（ヴェルサイユ分館）で閲覧した『ル・プログレ』紙には所々切り抜かれた部分があるので、正確な日付けは確定できないが、『ル・プログレ』紙面からヴェロンの署名記事が消えるのは、七二年八月二〇日頃である。ヴェロンと政治面担当の記者全員が退社したのはこの頃と考えてよい。

彼らが新しく発刊したのが『共和フランス』紙で、発刊日は九月二日である。帝政以来の有名な共和派系新聞が内紛を起こし、編集長以下複数の人物が一斉退社して対抗する新聞を発行したのだから、話題にならないはずはない。ヴェロンはこのことをはつきり意識していたらしく、新聞の題字の下に「政治部長兼編集長ウージェーヌ・ヴェロン氏」と毎号、大きく印刷されている。私が先に、兆民がリヨン時代にヴェロンの名前を知っていた可能性が強いと述べたのは、このような事情にもとづいている。『フランス新聞目録』Bibliographie de la Presse Françaiseを一覧すると、一つの都市に共和派系新聞が乱立することは決して珍しいことではなく、むしろ一年前後で廃刊するような新聞が次々に発刊されていたのがわかる。しかし『ル・プログレ』紙のような伝統のある新聞（発刊は一八五九年十二月）の内紛はやはり耳目を引いただろう。それに『共和フランス』紙を手にとる機会があれば、編集長ヴェロンの名は嫌でも記憶に残っていたはずである。

なお『共和フランス』紙は、七三年二月一日から、タブロイド版の『リヨン・レピュブリカン(共和リヨン)』紙をも併せて発行している。紙面から推して、前者が知識人向け、後者が労働者向けの啓蒙紙という趣きで、いずれも共和主義を信条としていたことは言うまでもない。『共和フランス』紙の最終号は七三年七月十一日、『共和リヨン』紙の最終号は確認されていないが、現存しているのは七三年三月三日号である。廃刊になった原因は、井田氏の略歴にあるように弾圧されたことによるものらしい。なおヴェロンらの退社後も、『ル・プログレ』紙の編集方針に大きな転換があったとは考えられず、従来通り、急進共和派の論調を続けている。

ヴェロンが『ル・プログレ』、『共和フランス』両紙で執筆している論説をごく簡単に見ておこう。まず兆民が目にした可能性のある『ル・プログレ』紙の記事の中で、注目すべきものをあげてみよう。

○「共和主義者の態度」(七二年四月十二日)——帝政下には、我々の原理に対立する障害を取り除かねばならなかったが、今やその障害は存在しない。現在の共和政は我々の願望を満足させるにはほど遠いが、前進的改革によってこれをより良くすればよい。普通選挙によってこれを実現するには、教育が不可欠である。

○「社会道徳」(七二年五月六日)——王政も立憲君主政も政治社会として欠点をもっている。王政においては人民は羊の群にすぎず、立憲君主政では主権が分割されていて不安定だからである。共和政のみが安定した真の政治体制である。なぜなら自由と平等によって、論理(主権が分割されない)をも、民衆の願望(羊の群ではない)をも満足させるからである。しかし共和政は利害の対立によって自壊する危険性がある。そのためには社会道徳の教育が必要である。

○「国民主権」(七二年五月十一日)——代議士の役割は、選挙人の意志を議会に伝えることである。「命令委任」という語は適切な語ではないが、少なくとも委任は限定的でなければならない。共和政において公務員は奉仕者で

あるにすぎず、代議士は選挙人の被委任者にすぎない。

○「急進派」(七二年六月二九日)——革命にもかかわらず、保守的な観念、制度はなお生き残っている。例えば、国民から遊離した常備軍、教会と国家の混同、思想(の自由)を制約する法、中央集権などである。

○「急進主義」(七二年七月五日)——急進主義とは、共和主義の原理を全的に適用しようと望むことである。その内容は、第一に国民主権、すなわち国民が自身で自らの運命を決定する権利であり、第二は、市民の間の関係を規制する原理としての自由と平等である。

○「社会的平等」(七二年七月十五日)——義務教育制度の導入を主張。父親は子供に肉体的栄養を与える義務があると同様、知的栄養を与える義務がある。

以上はヴェロンの署名論説のごく一部であるが、彼の論調はこれによって知ることができよう。次に『共和フランス』紙を見よう。

○「部分的改選」(七二年十月七日)——議会の部分的改選に反対し、解散を主張。

○「学校と国家の分離」(七三年一月二一日)

○「教会と国家の分離」(七三年三月二三日)

○「命令委任」(七三年六月八日)——『ル・プログレ』紙上でも、「命令委任」の内容は肯定していたが、命令的 imperatif という語は適切な表現ではないとしていたのに対し、ここでは「命令委任」の語を留保なしに使用。

○「急進主義とは何か」(七三年六月十四日)

『共和フランス』紙では、『ル・プログレ』紙の時ほど原理論的な論説は多くない。それでも教育問題や急進主義の政治的主張についてはくり返し論説が載せられており、「命令委任」についても、前掲の他にもう一度(七三年六

月十三日)書かれている。兆民がこれらの論説を読んだか否かは不問にしておいてもさしつかえない。ヴェロンは政治思想家としては決して有名でも獨創的でもなかった。右のような主張は共和派系の新聞紙上なら、どこでもお目にかかれただろう。これらの論説と兆民の思想形成との関連については、検討を後に残しておく。

ここで問題にしておきたいのは、兆民がなぜヴェロンの『美学』を翻訳したかである。この部門で衆論一致の名著はテーヌの『芸術哲学』⁽⁶⁰⁾で、兆民滞仏時にすでに第二版が出ており、その後も着実に版を重ねた。テーヌのこの書物は、「かれ(兆民)の哲学、研鑽、の直接の手引きとなったかと思われる入門書が数多く収められている」⁽⁶¹⁾(傍点原文)として、井田氏が着目しているG・バイエル社の「現代哲学叢書」の一冊である。テーヌの書物を知らなかった可能性がないとは言えぬが、それにしても、テーヌに比べれば無名に近いヴェロンの書物をあえて取りあげたのには、何か特別ないわくがあったのではないだろうか。

前述したような事情から推して、兆民が留学中にヴェロンの名を知らなかった可能性はきわめて低い。ヴェロンの共和主義者としての言論活動に、兆民は少なからぬ共感を抱いていたと推測される。このような下地があった上で、帰国後、たまたまヴェロンの『美学』が刊行された(一八七八年)のを知って、親近感からこれを取り寄せ、通読した上で翻訳することになったのではないだろうか。兆民がヴェロンの共和主義者としての活動を親しく見聞していたのでなければ、『維氏美学』は生まれることはなかったのではないか。

五

第三共和政初期の政治思想を最も典型的に代表する思想家の一人に、ジュール・バルニがいる⁽⁶²⁾。バルニと兆民の思

想的關係については、すでに井田氏が、主として『三酔人経綸問答』の洋学紳士の永久平和論との関連で指摘している。⁽⁶⁵⁾ 井田氏の主張に異論はないが、バルニと兆民との關係は、井田氏が論じているよりも、はるかに深くまた広いのではないかと私は考える。兆民がフランス時代に学んだものの最大公約数は、バルニの思想の中に表現されていると私は感じる。それは兆民がバルニからのみ学んだからではない。バルニの中に、この時期の共和主義思想の典型があるからである。以下ではバルニ著『共和主義者の手びき』⁽⁶⁶⁾（以下『手びき』と略す）を検討しながら、兆民の思想との関連を考えていこう。

『手びき』の開巻劈頭、バルニは次のように述べている。「共和政は、公共のもの、すなわち万人のもの、の意である」⁽⁶⁶⁾（傍点は原文イタリック）。このように切り出した後で彼は次のように続けている。

「公共のものは、国家をなす一つの団体の全成員に同時に利害關係のあるすべてのものである。例えば国土の保全、祖国の独立と名誉、市民の諸権利であり、これらの万人のものは万人の仕事でなければならないし、選挙、租税、兵役によって、万人がそれに参加しなければならない。（原文改行）したがって共和政とは万人による統治であると正当にも言われてきた。」⁽⁶⁶⁾

バルニの右の叙述は、共和派の古典といつてもよいシャルル・ルヌヴィエの同名の書物をふまえていると思われる。ルヌヴィエはそこで「万人のものが、どのようにすれば、万人によるもの、万人のためのもの、でないことがあろうか」と問うことから始めており、さらにその末尾の「人と市民の権利及び義務の宣言」では、「共和政とは、集合した人々が主人に身を任せることなく、正義を規範とし、友愛を目的とすることによって、自らの運命を管理するような社会状態である」（二十二条）と定義しているが、こうした定義は左翼による伝統的な定義であるといわれ

右のような事情を考慮すれば、兆民は滯仏中にこの種の共和政の語の定義を何度も耳にしたに違いない。共和派は民衆教化には非常なエネルギーを注ぎ、新聞、著書は言うまでもなく、パンフレット、講演会などによって、さかんに思想宣伝を行っていたからである。兆民は次のように書いている。

「共和政治ノ字面タルヤ羅甸語ノ『レスピュブリカー』を訳セルナリ『レス』ハ物ナリ『ピュブリカ』ハ公衆ナリ故ニ『レスピュブリカー』即チ公衆ノ物ナリ公有物ノ義ナリ此公有ノ義ヲ推シテ之ヲ政体ノ上に及ボシ共和共治ノ名ト為セルナリ其本義此ノ如シ故ニ苟モ政權ヲ以テ全国人民ノ公有物ト為シ一二有司ニ私セザルトキハ皆『レスピュブリカー』ナリ皆ナ共和政治ナリ君主ノ有無ハ其間ハザル所ナリ」(「君民共治之説」、『全集』第十四卷一〇一—一頁)。

一読しただけで、彼が語の定義を当時の共和派から学んだことは歴然としている。念のために『民約訳解』巻之二、第六章の「解」も引いておこう。

「法朗西言の列彪弗利は即ち羅馬言の列士、彪弗利二語の相い合せしもの、蓋し列士は事を言うなり、務なり、彪弗利は公を言うなり、列士彪弗利は即ち公務の義、猶ほ衆民の事と言わんがごとし。一転して邦の義を成す、又た政の義を成す。中世以来、更に転じて民みずから治を為すの義を成す。当今刊行する所の諸書、往々訳して共和となす。然れども共和の字面は、本と此の語と交渉なし、故に従わざるなり。婁騒の時に前ち、並びに今代に至るまで、苟くも列彪弗利と言えず必ず、民みずから国に主となりて別に尊を置かざるもの、即ち弥利堅北部、瑞西、及び今の法朗西の如きを指す、是なり。其の余は或は帝制の国と称し、或は王制の国と称して、以て之を別異す」(『全集』第一卷一九七頁)。

このような文章は、辞典類による通り一遍の知識によって書けるものではない。(89)

流通していた訳語を採用せず、「自治之国」と訳したのは、ここにヨーロッパ政治思想の核心があると、彼が理解したからであろう。私は別稿で『民約訳解』を分析した際⁽⁷⁰⁾、「自治之国」、「士」、「公志」などの兆民の訳語がいかに見事にルソーの真髓を把握し、読みこなしているかを述べておいた。兆民はルソーの原典を賞めるように読み込んだのだろうか（彼は「蚤歳」より「玩誦」したと述べている）。しかし原典を読み込むだけで、これほど見事な読解ができるものだろうか。これは別稿を書いた時からの大きな疑問だったが、今は謎が解けたように思う。考えてみれば、『社会契約論』の重要な術語はすべて、我々にとって古典的な専門用語（例えば「一般意志」）であるか、現在では手垢にまみれて原義を理解するのに苦心する（「市民」、「自由」など）ものである。しかしこれらの術語は、兆民の滯仏時には、共和派が自己の思想を開陳する際のキー・ワードとして使っていた、いわば血の通った生きた言葉だったのである。兆民は『社会契約論』の注釈書⁽⁷¹⁾など必要としなかっただろう。当時の共和派の文献はすべて、読みようによつてはルソーの注釈書となりえたのである⁽⁷²⁾。

兆民がルソーにあれほどの情熱を注ぐことになった最初の契機は、おそらく当時の共和派の様々な文献だったに相違ない。彼らはみな「フランス革命の息子」であるという意識を持ち、啓蒙思想、特にルソーとコンドルセを自らの思想的父祖として仰いだ⁽⁷³⁾。中でもルソーは「共和主義者たちの重大な関心事」⁽⁷⁴⁾だった。確かにルソーはしばしば批判された（アコラスにもみられるように）。ルソーの思想は、権力の座についた、あるいはつこうとしていた共和主義者たちにとって厳格すぎたのである。しかし彼らにとって、ルソーは、特に『社会契約論』は、常にヴィヴィッドな問題意識の対象であり続けた。バルニの書物は、特にルソーに言及していないいばあいにも、常に彼がルソーを意識していたことを物語っている⁽⁷⁵⁾。

バルニ『手びき』に戻ろう。先に引いた共和政の定義が出てくるのは、第一部「共和政の諸原理」の冒頭である

が、この第一部の末尾は「共和政における徳」で結ばれている。

「共和政的統治は、我々が述べたように、公共のものの統治であり、万人の利益において万人によって管理される。その結果、市民は参加するよう要求された仕事において、これこれの個別的利益ではなく、ただ単に一般的利益に従って行動すること、そして必要な場合には、そのために個人的利益を犠牲にすることができることを、要請される。公共のものへのこのような無私と献身がなければ、すなわち一語で言えば、市民的徳がなければ、共和政は存在しない。」⁹⁶⁾

この一節はいかにもルソーを連想させるが、それはさておき、スタイルを別にすれば、市民的徳の強調は共和派の共有していた見解である。ヴェロンにもこのような考え方があることは前述のところで示しておいた。もう一つ、『政理叢談』で紹介されているヴァンシューロー『民主政』を取りあげてみよう。

「己れの利害を認識せよ。これが現代の金言である。すべての道徳は経済学の中に含まれており、最善の学校は取引所だというわけである。(中略) 民主政の最も危険な敵はこの種の民主政論者であると言えよう。」⁹⁸⁾

市民的徳の強調と右のような功利主義批判とは一体のものである。バルニも、「個人的利益の原理を道徳の基礎として提出することは、共和政体の支持者にとって重大な誤りである」と述べている。⁹⁹⁾

明治期の滔々たる功利主義の奔流に抗して、兆民がひとり功利主義批判の主張を続けたことについては、すでに別稿で詳しく述べたことがあるので再論しない。儒教倫理への固執、政治における「義」の強調、功利主義的な「公利」観念の批判など、明治啓蒙思想に対する彼の「反」^{アンチ}はすべて、彼が留学中に学んだ共和主義の思想に端を発している、とだけ指摘しておきたい。

バルニが共和政における道徳の重要性を指摘する際、その哲学的基礎となっているのが、「リベルテ・モラル」の

観念である。それは『民主政における道徳』⁽¹⁾において展開されている。それによれば、リベルテ・モラルとは「情念に引きずられたり、個人的利害に教唆されたりしても、道徳規範に合致するように行動できる」という能力である。リベルテ・モラルの観念は、もともとはルソーの『社会契約論』に現れるものであるが、ルソー自身は必ずしもこの観念を十分に展開させることはなかった。バルニはカント学者であるため、カント的視点を導入することによって、ルソーの観点をいっそう発展させたといつてよい。リベルテ・モラルの観念は、この時代のもう一つの大きな思想的潮流である実証主義と微妙な関係にあるが、この点は後でふれよう。

中江兆民がリベルテ・モラルの観念に言及し、しかもそれが彼の自由観のきわめて重要な側面をなしている点について、私は別稿で論じたことがあるので再言を避ける。リベルテ・モラルを論じたバルニの書物は、後に『民主国ノ道徳』として、兆民自身が「節訳」しているもので、彼はこの観念をバルニを介して学んだものと思われる。管見の限りでは、当時リベルテ・モラルに言及したのは、バルニの他にも、A・フィエ、ヴェロンなどに例があるが、それほど一般的な観念ではなかった。しかし用語としては必ずしも一般的ではなくとも、考え方としては広く認められていた。本稿がたびたび参照している書物の中で、C・ニコレ氏は次のように述べている。

「意見の表明を主権の唯一の現実的な源泉としているあらゆる政治制度は、こうした意見の正当さを保証する条件自体を、まず作り出さねばならない。純粹に外的な条件、いわば技術的な自由は必要ではあるが、これだけで十分とは言えない。これに加えて、知的、精神的なあらゆる制約に対する個々人の意志の内的自由がなければならぬ。まず無知と迷信に対する自由であり、次に、個々人が一般意志を内観するのを妨げる、道徳的抑制やエゴイズムに対する自由である。これが共和主義者の道徳である。」⁽²⁾

ここに言う内的自由が、バルニのいうリベルテ・モラルを指していることは言うまでもない。「道徳的抑制やエゴ

イズムに對する自由」のことを、兆民なら孟子を援用して次のように表現するのである。「リベルターモラルトハ我が精神心思ノ絶エテ他物ノ束縛ヲ受ケズ完全發達シテ余力無キヲ得ルヲ謂フ是レナリ古人所謂義ト道トニ配スル浩然ノ一氣ハ即チ此物ナリ内ニ省ミテ疚シカラズ自ラ反シテ縮キモ亦此物ニシテ（後略）」（『全集』第一四卷二頁）と。

再び『手びき』にもどうろう。第二部でバルニは普通選挙について論じた後、公教育の重要性を説明している。「普通選挙は普通教育」 instruction universelle を要請する。（原文改行）権利、義務、眞の利益について市民を教化する教育がなければ、投票は必然的に盲目的になり、そうなれば普通選挙は、自由な人民の意志の表現であるかわりに、専制の道具になってしまう。」⁽⁸⁶⁾こうして公教育の重要性が指摘された後、初等教育の義務教育化と無償化が主張される。

すでに何度も述べたように、非宗教的で無償の義務教育制度の導入は、共和派の共通した主張である。それは共和政の政治理念が要請しただけでなく、普仏戦争の敗北の反省でもあった。ガンベッタは「火急の課題は、国中に教育を氾濫させることである」⁽⁸⁶⁾と述べたが、ガンベッタ派だったバルニは、共和主義教育協会 Société d'Instruction Républicaine から「共和主義者の教育」という小冊子を出している。この種の運動はこの時代に盛んに行われており、ヴェロンの新聞もリヨン教育協会 Société Lyonnaise d'Instruction に肩入れしていた。この種の協会は主として労働者に教育の機会を与えるのがねらいであり、アコラスの私塾もこのような時代の風潮の中で把えることができ

る。

ところで『東洋自由新聞』社説には、第六号に「干渉教育」、第八号に「再論干渉教育」が掲載されている。この二本の社説のうち、「干渉教育」は『全集』編者によって兆民執筆ではないと判定された。しかし執筆者は兆民の思想的影響下にあった人物であると思われるので、まずこれからみておこう。「干渉教育」の筆者は、干渉教育の必要

性を次のように説明する。

「父母ノ子ヲ食養スルハ其情ナリ、其義務ナリ、之レヲ教育スルモ亦タ豈ニ独リ然ラザランヤ、茲ニ人アリ、其子ノ飲食ヲ廢シ恬トシテ其餓死ヲ顧ミザラバ人必ズ以テ不慈無道ノ親ト為ム、而シテ教育ノ滋養ヲ与ヘズ其心身ヲ餓死セシムル者ニ至リテハ未ダ其ノ不慈無道タルヲ知ラザル者アリ、亦タ怪事ナラズヤ」〔全集〕第十四卷四一八頁。この説明は、共和派の義務教育論と酷似している。例えば前述したヴェロンの義務教育論を想起しよう。両者はともに、子供に対する父母の教育の義務を、肉体的な面での養育とアナロジカルに説明している。

「再論干渉教育」で兆民は、教育の重要性を説明するのにフランスの例をあげている。自由権を求めて革命を起したフランス人が、ナポレオンのために喜んでその自由権を放棄してしまったことを述べた後、彼は次のように書いている。

「此レニ由リ之ヲ考フレバ夫ノ改革党ノ相ヒ与ニ告示ヲ作りテ必ズ国人ヲ教育スルコトヲ以テ務ト為セシハ予メ後年ノ患害ヲ料度セシ者ノ如シ国ヲ為ス者其レ茲ヲ鑑ミン哉然レバ則チ國中ノ人々ヲシテ皆学ニ就クコトヲ得セシメント欲セバ之ヲ如何ニシテ可ナラン曰ク人智愚有リ家貧富有リ官若シ独リ父兄ノ其子弟ヲ教育スルニ任セテ学校ヲ設ケザルトキハ何ニ由リ以テ學術ノ国ニ遍キヲ望マン此レ則チ吾儕ノ前号ヲ以テ干渉教育ノ事ヲ論述セシ所以也」〔全集〕第十四卷二〇頁。

第三共和政初期のフランスとこの時期の日本では、公教育をめぐる状況が全く違っていた。フランスでは敗戦ショックの中で、共和政のための民衆教化と同時に、カトリックの影響力を排除する目的で、公教育の義務化、無償化が唱えられたのに対し、日本ではすでに義務教育制度が導入され、それを実効あらしめるために、政府の「干渉」を強化するかが問われていたのである。こうした相違にもかかわらず、改正教育令が問題になった時、留学時代の共

和派の義務教育論を想起しながら、彼は干渉教育論を執筆したのだと推測される。

バルニ『手びき』が論じている問題をもう一つ取り上げて、この項を終えよう。軍隊論である。普仏戦争の敗戦とともに批判の矢面に立たされたのは、言うまでもなく軍隊であった。帝政下の職業軍隊の改革は誰もが主張したところである。バルニは次のように主張している。

「共和政においては、軍隊は国民自体と混ざり合う。それは武器をもった人民に他ならない。ディドロが主張したように、そこでは個々の市民が二つの服を持たねばならない。自分の職業の服と軍服である。市民の軍隊、あるいは国民的義勇軍と呼ぶべきもの、これが共和政の軍隊である」(傍点は原文イタリック)。

単なる国民皆兵ではなく、一種の民兵制度がここで主張されている。常備軍を廃止して民兵制度を創設するという議論は、当時特に珍しいものではなかった。前に検討したキネ『共和国、フランス再生の諸条件』にも、これを示唆する部分があったし、アコラスらの新聞『ル・ラディカル』紙では、ラクロワが「民主的軍隊」と題して同様のことを論じている(七二年六月二日号)。『政理叢談』に紹介されている『急進的政治学』の中で、ジュール・シモンもまた同様の提案している。常備軍のかわりに「十分な装備をもち、よく鍛えられた市民」による制度を設ければ、「フランスはもはや自国領内で敗れることはなく、隣国の安全を脅すこともないであろう」と。

もう一例をあげれば、ジュール・シモン『急進的政治学』とやらんで第二帝政期の共和派の代表的文献で、『政理叢談』に紹介されたE・ヴァシュロー『民主政』がある。ヴァシュローはここで、戦争は決闘と同様に野蛮な行為であり、文明とともに減少していくとしながらも、サン・ピエールの平和論の実現を待っているわけにはいかないとする。そして民主政は普通の意味での軍隊を持たず、「人民の真の軍事的力は、常に民兵組織の中にあった。この組織によって、人民は自国では敗れることはなく、また正義と文明によって外国に出兵することを余儀なくされた時に

は、国民的情熱の力によって抗しがたい力になる」と述べる。さらに強制的徴兵は残った家族に犠牲を強いるのに対し、志願による徴兵は軍隊を国民から孤立させることになって、ともに欠点があるが、民兵制度には両者の欠点がなく、兵役が平等であると同時に、自分の仕事を忘れるほど長期間、仕事から離れず⁽⁹²⁾にすむ、と主張している。

常備軍を廃止して土着兵を置くというのが、兆民の年来の主張であったことはよく知られている。「土著兵論」の中で、彼は「吾等平生執り来たりし所の平民主義よりして並に経済主義よりして常備軍を廃して土著兵を置くの説を抱持すること茲に年有りき」(『全集』第十一卷一四二頁)と述べている。この論文の前半で、彼はサンピエールとカントの平和論を紹介した後、一八六七年の「万国平和会」に言及しているが、この点は従来から井田氏によって着目されてきた⁽⁹³⁾。確かに兆民は、バルニラの自由平和国際連盟の活動に少なからぬ関心を持っていたと思われる。しかし「土著兵論」の構想は、単にこの連盟の理想主義的活動との関係のみでなく、兆民留学時の共和主義者たちの軍隊論の影響として把握するべきであろう。「茲に年有りき」とは、彼が留学時代から、共和主義者たちの議論に慣れ親しんできたことを示している。

六

最後に、『理学沿革史』の原著者アルフレッド・フイエを取りあげておきたい。ヴェロンのばあいがそうであったように、フイエの翻訳においても、兆民なりのかかなり明確な選択が働いていたように思われる。フイエは非常に興味深い哲学者であるが、現在の私の智識では彼の哲学を十分にこなすことができない。以下では兆民のフイエ翻訳の問題意識を示すにとどめよう。

フイエが一躍脚光を浴びることになったのは、一八七二年、彼の学位論文『自由と決定論』によってである。その事情については、『全集』第六卷「解題」が要をえているので引用しておく。

「同論文の公開審査ではフイエーの『融和の方法』をめぐって審査団中のアドルフ・フランクとフイエーとの間に革新的な社会思想を許容すべきか否かの白熱した議論が繰り広げられた。折から聴衆の中にガンベッタ、シャルメル・ラクールら急進派の領袖が混じっていたため、右翼・王党派の新聞がフイエー・ガンベッタ結託説を流し、文部大臣ジュール・シモンを議会で喚問しようとする動きが出るなど、事態は政治化の様相を呈した。フイエーの弁才に感銘を受けたガンベッタがかれに会見を求め、議席の提供を申し出る一幕もあったという」(四一六頁)。

このセンセーショナルな事件のせいもあって、刊行された『自由と決定論』はかなりの反響を呼んだ。⁹⁴着仏後間もない兆民が、このような専門的な哲学書を読んだかどうかはかなり疑問であるが、名前を知る程度の契機にはなったかもしれない。ともあれ、フイエーの『自由と決定論』が注目をひいたのは、右のような事件だけによるのではない。この書のタイトルが、この時代の哲学的テーマを実に直截的に表現していたからである。

歴史的に見れば、十九世紀フランスの共和主義の政治思想には二つの系譜があると考えられる。⁹⁵それを十八世紀末でたどれば、結局ルソーとコンドルセーに行きつくだろう。前者は自由意志を前提とする契約による国家と、それに付随する権利と義務の理論によって特徴づけられる。後者は人間を自然との関連の中で考察し、人間の進歩を人間知性の進歩として把える科学主義的進歩史観である。言うまでもなく後者の系譜の代表者が、サン・シモンとコントを祖とする実証主義者たちである。実証主義的科学論と、自由意志を基調とする規範の理論とは、容易に調和しそうにない。実証主義の側では、社会契約や自然法をアプリアリな形而上的ドグマとして排斥するだろうし、自由意志論は、実証主義を人間の自由と両立しないと考えるだろう。この一見して両立不可能な二つの立場が合流していたとこ

るに、当代のフランス共和主義思想の特徴がある。

ニコレ氏の表現を借りると、「実証主義的科學論は、自然法や道徳を完全になきものにすることはできなかった」し、「フランス共和主義者の中では多数派であった自然法の理論家たちも、道徳的本能のために科學を排除することはできなかったし、また望みもなかった。」⁽⁸⁶⁾こうして科學と人間の自由の間に何らかの調和が作り出されねばならなかった。それは、基本的には、科學を方法の領域に、自由を目的の領域に限定することによってなされるのだが、こうした思想的課題を自覺的に取りあげたのが、フイエの『自由と決定論』だったのである。

「フイエは『連帯』^{ソリダリテ}の先驅者の一人であり、相對立する哲學的傾向の眞の統合ではなく、單なる混合物を作り出した⁽⁸⁸⁾」と言われるように、共和主義左派の政治理念を哲學的に基礎づけるために、例えば社會契約の觀念とスペンサー的社會有機體論を「融合」したりする折衷主義に彼の哲學の特色がある（もともとフイエ自身は折衷主義を否定するが）。たとえそれが折衷的な「混合物」と評されようと、当代の知的風潮だった実証主義の中に、十八世紀的規範理論を取り入れ、「融合」しようとしたところに、彼の斬新さがあった。

兆民の側から考えてみよう。彼が実証主義的な傾向の思想に強く惹かれていたことは否定できない。『統一年有半』⁽⁸⁹⁾は言うまでもなく、『理學鉤玄』の叙述の仕方ですでにそのような傾向があらわれていることは一般に認められている。「言論の自由」（『全集』第十四卷）においても、現今の思想家として名前のあがっているのは、「カントナリミルナリスペンセルナリオーギュストコントナリリットレーナリ」（六六―六七頁）というぐあいに、カントを除けばすべて実証主義の傾向を帯びた思想家であるところに、彼の問題意識のありかが窺われるのである。

しかし逆に兆民が実証主義的思潮に完全に棹さしていたかと言えば、決してそうではないことも明らかである。明治十年代の実証主義への地すべり現象が生じつつあった時期に書かれた「リベルター・モラル」の考え方は、当

時の思潮の対極にあつたし、「國民之友第一五号」では、進化論を「傍觀者の地に立つ」ものとして批判している（『全集』第十四卷一六八頁）。『三酔人経綸問答』では、紳士君に進化論を主張させるが、何よりもその屈折したレトリックが、進化論に距離を置いた兆民自身の立場を表明している。

もう少し異つた側面から考えてみよう。兆民は留学時代に、「孟子、文章軌範、外史の諸書を仏訳した」という。帰国後、彼が改めて漢学を本格的に学んだことは周知の事実である。彼が『社会契約論』を漢訳したのは、日本語をローマ字で表記しようという、漢字、漢学無用論⁽¹⁰⁾が行われた時代である。彼の漢学と仏典に対する執着は、青年時代以来揺らいだ形跡が全くない。このことと彼の哲学的立場とは無縁ではないと思う。

兆民は最後の著『続一年有半』において無神無靈魂を主張し、意思の自由を否定した。にもかかわらず、道徳的な正、不正の根拠を「自省の能」にもとめた。「自省の能」とは、かつて彼が「リベルター・モラル」と呼んだものと、事実上同じと考えてさしつかえない。実証主義的観点を窮極まで押し進めながら、道徳の根拠として道徳的自由^{リベルテ・モラル}を前提とするのが、彼が最後に行き着いた哲学的立場である。「人ハ理義アル動物ナリ」（『全集』第八卷二八八頁）とは、兆民節訳のバルニ『民主国ノ道徳』中の語である。「道徳的存在」*être moral*という語をこのように訳したのだが、孟子を連想させるこのような考え方は、兆民自身のものであったといつてよからう。

『続一年有半』で兆民がたどり着いた地点は、フイエの哲学的立場と近接している。フイエ『理学沿革史』は、単なる哲学の通史ではない。彼がくり返し主張しているのは「意欲ノ自由」（意志の自由）の問題である。例えば中世キリスト教哲学を批判して、フイエは次のように述べる。

「夫レ人ノ人タル所以ノ者ハ、其身心ノ中自ラ貴ブ可キ者アリテ、初メヨリ外ニ待ツ無キガ故ナリ、所謂身心ノ中自ラ貴ブ可キ者トハ何ゾヤ、意欲ノ自由是レノミ、唯其レ意欲ノ自由有リ、是ヲ以テ権理ナル者生ジテ、我レ苟モ

他人ノ権理ニ害スルコト無キトキハ、凡ソ我ノ為サント欲スル所ハ皆之ヲ為シテ忌顧スル所無シ」(『全集』第五卷一三七頁)。

実はここでフイエ自身は「意欲ノ自由」などという語を用いているわけではなく、人間は「自由な存在」であると述べているのだが、兆民はこのように訳した。むしろフイエの原義はよく伝えられている。

兆民は『統一年有半』で「意思の自由」を明確に否定したが、「自省の能」をもつという意味では、人間を「理義有ル動物」、つまり道徳的存在として扱っている。フイエも兆民も、ともに実証主義の流れに棹さしながら、人間にアプリアリな徳性を認めた点で近似した立場にあると言えよう。

兆民は死の床にあって「日本に哲学なし」と断言した。そして自らの哲学的立場を「ナカエニスム」と呼ぶだけの自負を持っていた。しかし『統一年有半』で表白されたものは、ついにナイーブな折衷主義にすぎなかったのではないだろうか。私には、彼が自己の内にわかまっていた何も、かを、ついに思想の言葉として定着できなかったのではないかと感じられる。現在の流行語を用いれば、彼はパフォーマンズによってしか表現できなかったような何かを、自己の内に感じ続けていたに違いない。それは例えば、同時代人によって「奇人」と評されるしかなかった「何か」である。中江兆民の留学体験を考える時、我われは最終的にこの点に行き着く。この「何か」とは、思想的には、西田幾多郎において初めて思想の言葉として定着されたような「何か」であるかもしれない。西田のあのねじ曲がったような難渋な術語には、自己の思想を無理にでもヨーロッパ哲学の術語の中に押し込めねばならなかった者の課題の困難さが象徴されている。

以上、私はアコラス、ヴェロン、バルニ、ファイエの四人の共和主義者を軸に、フランス共和主義の思想と兆民との關係を検討してきた。具体的には、兆民滞仏当時の最も一般的な問題だった義務教育論や軍隊論に、その影響がはっきり認められるばかりでなく、「リベルテ・モラル」の概念や、「命令委任」の主張にも顕著な形で共和主義者たちの主張が再現していることがわかる。しかし共和主義の政治思想が兆民に与えた影響は、このような個別的な問題にとどまるのではない。むしろ兆民の政治思想の骨格自体が、当時の共和主義者たちの影響下で形成されたことの方が重要である。

非常に直截に次のように問うことができる。なぜ「東洋のルソー」なのか、なぜ「日本のルソー」ではなかったのか、と。日本よりも東洋の方が大きい。頌辞としては東洋の方がいい。しかし問題はそのようなところにあつたのであるまい。明治の同時代人は、『民約訳解』に典型的に示された兆民の文体を強く意識していたに違いない。「文は人なり」と言われる。これは誰においてもそうかもしれない。しかし兆民においてはとりわけ、文体と思想とは絶対的に切り離して考えることができない、と私は考える。漢字への強い愛着が文体はもちろんのこと、彼の思想の骨格^{バックボーン}を決定したのである。

しかしこれはあくまで骨格である。人々が評したように、兆民はやはり「東洋のルソー」であつたと私は考える。彼の思想を肉付けていたのは、ルソーの名によって代表される共和主義の思想であつた。確かに後期の兆民はルソーについてほとんど語らなかつた。しかしそれは、彼がルソーの思想を忘れ去つたことを決して意味しない。例えば国民党の機関紙『百零一』を見るがよい。ここにルソーの名を見ることはない。しかし人はここにルソー主義の極致をみないだろうか。留学時代に学んだことは、年輪とともに血肉化していった。それは「東洋のルソー」と評する以外にないようなあり方においてであつた。

最後にこれまで不問のままにしておいた問題にふれておこう。帰国した兆民が仏学塾で用いたテキストは、最初は十八世紀啓蒙思想の古典であった。この小論で検討したような共和主義者たちの文献をテキストとして用いるのは、おそらく明治十年代に入ってからのことであつたと推測される。もし私の主張するように、彼が留学中から共和主義者の思想に触れていたのであれば、なぜ当初から共和主義者の文献をテキストとして取りあげなかったのだろうか。

最初に取り上げられたのが啓蒙思想であつたという事実は、兆民がフランスでの語学教育などを通じて学んだのが、啓蒙思想の古典だつたことを示唆している。しかしこのことは、彼が同時代のフランスの思潮から何も学ばなかつたことを意味するのではないことは言うまでもない。それは不自然なことである。彼はフランス人の教師から学んだ啓蒙思想の古典が、ヨーロッパ近代の骨格をなすものであることを承知していただろうし、同時代の共和主義者たちの政治的主張が、啓蒙思想に源を発するものであることも認識していただろう。あるいはむしろ、共和主義者たちの言論を通じて、啓蒙思想を単なる古典としてではなく、きわめてアクチュアルな意味をもつ思想として受け取つたのではないだろうか。

明治前半期の思想家の大半が、十八世紀啓蒙思想を十分に咀嚼する暇もなく、十九世紀実証主義の潮流に押し流されて行つた時、「民権是れ至理也、自由平等是れ大義也」（『一年有半』、『全集』第十卷一七七頁）と述べた兆民の姿勢はやはり極立つていと言わねばならない。彼はフランス共和主義者たちが事あるごとに「自由、平等、博愛」を叫び、フランス革命の精神に立ち戻ることを説いていたことをよく知っていた。第三共和政章創期という、啓蒙思想がなお極めてアクチュアルな意味をもっていた時代に、彼がヨーロッパ体験をしたのはやはり幸運であつたといわねばならない。

兆民は明治十年代の民権運動の展開過程を通じて、はじめて共和政の思想について語りうる時代が到来したことを

知った。明治八年の「策論」で、『社会契約論』の立法者を引照したのとは大きな違いである。彼はこの段階では国家の草創期を念頭に置いている。そこでは政体の問題よりも、とにかく確固たる国民国家を築くことが最優先の課題だった。割拠体制を克服したばかりの明治国家にとって当然のことである。民権運動に直接、間接に加担することによって、フランス時代に動機づけを与えられた共和政の思想は、彼の中で発酵し深化していったと考えるべきであろう。留学時代に方向づけを与えられていた政治理念について、彼が自己の言葉で語るようになるまでに、十年近い歳月を要している。この時間の長さが、彼の思想の成熟とともに、それが付け焼刃でなかったことを何よりも雄弁に物語っている。

(1) 井田進也氏の論文のうち、以下のものについては、便宜上、論文A、B、C、Dと略記する。

論文A、「兆民研究における『政理叢談』の意義について」、『文学』一九七五年九月。

論文B、「中江兆民のフランス」。(上)、『文学』一九七六年七月。(中)、同八月。(下)、同十月。

論文C、「『東洋のルソー』中江兆民の誕生」、『思想』一九七六年六月。

論文D、「『政理叢談』原典目録ならびに原著者略伝」、東京都立大学『人文学報』一二六号、一九七八年。

(2) 論文B参照。

(3) 論文A、四四頁。

(4) 論文C、および、『中江兆民全集』(以下『全集』と略す)第八巻「解題」三三七頁以下参照。

(5) 『全集』第八巻三三三頁。

- (6) 『全集』第十卷「解題」三二七頁以下。
- (7) この点については、さしあたり拙稿「福沢諭吉における文明論の展開」、『下関市大論集』第二七卷第二号、一九八三年。
- (8) 井田氏は論文Aにおいて、「かれ(兆民)が呼吸して帰った第三共和政初期パリ、リヨンの霧、屈気は大凡こんなものであったということを推測」している(七四頁、傍点原文)が、この推測は、あまりにも個人的な人脈に片寄っているとの印象を免れない。私は井田氏の諸論文から言い表わせないほど多くのことを学んだが、個々の点では異論がないわけではない。
- (9) 井田論文B(上・および下)によれば、パリ到着は一八七二年二月一九日、マルセイユ発は一八七四年四月二六日とされる。
- (10) 稲田正次『明治憲法成立史の研究』、有斐閣、一九七九年、三〇頁による。
- (11) 同上書四一頁による。
- (12) 同上書四四頁による。
- (13) 明治十五年の「開陳書」にもバルニの名前があげられている(『全集』第八卷「解題」三四九頁による)ので、こうした変化はもう少し以前からあったと考えられる。
- (14) 『全集』第八卷「解題」三四六頁以下。
- (15) 井田論文C参照。
- (16) 井田論文D。井田氏の数多くの業績の中でも、この研究が最も手堅く、フランス滞在中の私が最も多く参照したものである。特記しておきたい。
- (17) 前者は反社会主義の文書を改竄して社会主義思想を概説したもの、後者は無名の劇作家である。
- (18) この分類は一応のものである。十九世紀のフランスは政治的激動期にあり、同一人物がそれぞれの政治過程でどのように行動したかを確実に把握することは困難であり、また把握したとしても、必ずしも一貫性があるわけではないからである。例

えばヴァンショー『民主政』*La Démocratie*は、帝政末期の共和派の最も有名な文献の一つであるが、ヴァンショー自身は後に国民議會議員としてむしろ反共和派的な態度をとる。なおデュヴェルジエ・ド・オランヌは、同名の有名な自由主義的政治家の夫人である。彼女の政治思想は明確ではないが、訳出された『フランス革命史』*Histoire populaire de la Révolution Française*の叙文で、夫の政治思想への共感を表明している。付言すれば、井田氏は論文Dでこの書を「夫の遺稿により同書を公刊したもの」(一八五頁)と述べているが、序文を読む限り、本書は彼女自身の著作であり、井田氏の記述は正しくないとと思われる。

(19) 論文D、一七七頁。

(20) 井田氏が「フランス急進主義」という語を用いるにあたって参照しているのは、Claude Nicolet, *Le Radicalisme, «Que sais-je?»*である(論文D注②参照)。私はフランス共和主義の思想について、同じ著者による *L'Idée Républicaine en France, Essai d'histoire critique*, Paris, 1982. を参照した。なお氷民をフランス急進主義との関連で理解する観点論論文Aでも展開されている。

(21) 久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』(三)、岩波文庫、一九八三年、四三頁。

(22) この表現は、Claude Digeon, *La Crise Allemande de la pensée française (1870-1914)*, Paris (P.U.F.), 1959. のタイトルに示唆されている。以下の叙述は本書に負うところが大きい。なおこの時期の知的雰囲気伝えるものとして、他に、André Bellessort, *Les Intellectuels et l'avènement de la Troisième République (1871-1875)*, Paris, 1931. があり。

(23) Cité par Digeon, *op. cit.*, pp. 78-9.

(24) Cf. *ibid.*, p. 79.

(25) Edgar Quinet, *La République, conditions de la régénération de la France*, Paris, 1872.

フランス時代の中江氷民

- (26) Cité par Digeon, *op. cit.*, p. 139.
- (27) Guinet, *op. cit.*, p. 56.
- (28) *ibid.*, p. 57
- (29) Ernest Renan, *La Réforme intellectuelle et morale*, Paris, 1871. なお私は一八七二年の第三版を用いた。
- (30) Cf. Digeon, *op. cit.*, pp. 155-156.
- (31) Cf. *ibid.*, p. 194sq.
- (32) Renan, *op. cit.*, p. 18.
- (33) *ibid.*, p. 54.
- (34) 井田論文B(上) 二二頁。
- (35) ピエール・ギラール『フランス人の昼と夜、一八五二—一八七九』尾崎和郎訳、誠文堂新光社、一九八四年、一一六頁。
- (36) 小泉三申全集第三卷『隨筆西園寺公』、岩波書店、一九三九年、四二六頁。
- (37) 同上書四五〇頁。
- (38) 井田論文A、一九頁。
- (39) Jules Simon, *Nouveaux mémoires des autres*, Paris, 1891, p. 184. なお井田論文D、一九九—二〇〇頁参照。付言すれば、小泉策太郎筆記、木村毅編『西園寺公望自伝』(講談社、一九四九年)には次のような記述がある。「話が前後するが、パリについて小さい宿——小さいがホテルで下宿ではない。そこにとまった。それから前田正名の世話である私塾に入った。前にベルギーの人でモン・ブランという者が薩摩へやとわれたことがある。その世話で前田正名が先にわたしが入った私立学校にいて、すでに相当フランス語に通じていたので通辯をして貰ったりなどして世話になった。中江兆民、光妙寺三郎、松田正久などは後からきた。大久保春野が同じ下宿で、ごく懇意であった。それから今村和郎という人、後にパリの公使になった

飯島など(後略)(五七頁)。この語り口でも、ジュール・シモン言葉通りの、日本人留学生相互の密接な交遊ぶりが表れてくるように思われる。

- (40) *Affiches des cours et conférences, Faculté des lettres, Paris, (1854-1896)*. Archives Nationales F713126. なおこの点については井田論文D(二二八頁)および同氏論文A(五九頁以下)参照。
- (41) Cf. W. M. Simon, *European Positivism in the Nineteenth Century*, New York, 1963, p. 63.
- (42) *ibid.*, p. 154. なお実証主義と共和主義の政治理念との密接な結びつきについては、クロード・ニコロも指摘している。 Cf. Claude Nicolet, *op. cit.*, p. 249.
- (43) John A. Scott, *Republican Ideas and the Liberal Tradition in France, 1870-1914*, New York, 1951, p. 88.
- (44) 『西園寺公望自伝』前掲六三頁。
- (45) 論文A, 五五頁。
- (46) 井田論文B(下)は、兆民のフランス時代の友人飯塚納について、飯塚が「普仏戦争で仏軍が連戦連敗している時分(一八七〇年八、九月頃か)パリに着いて『阿格利斯』に師事し」とする事実(下)を紹介し、「日本人留学生が西園寺のまだ渡仏していない普仏戦争中からはやくもアコラースに師事している」と述べている(七八頁)。私は井田氏が典拠としている文献をみていないが、アコラースは一八七〇年の初頭から一八七一年のこの時期までベルン大学教授だったはずであり、この記述は信頼できよう。 Cf. *Dictionnaire Biographique du Mouvement Oeuvrier Français*, Tome IV, Paris, 1967. *Dictionnaire de Biographie Française*, I, Paris, 1933. なおその後記述する事実によれば、アコラースの帰国はこの年の十月か十一月だった可能性もある。また文部大臣の認可なしでも、この講座を開講したことは後述のとおりである。
- (47) Georges Lefranc, *Le Mouvement Socialiste sous la Troisième République (1875-1940)*, Paris, 1963, p. 25.
- (48) Emilie Acolas, *Manuel de Droit Civil*, Tome 1, Paris, 1874, Avant-Propos.

- (47) Acolas, *Philosophie de la Science Politique*, Paris, 1877, *Les Droits du Peuple, cours de droit politique*, Paris, 1873.
- (48) Acolas, *Les Droits du Peuple, cours de droit politique. op. cit., Avant-propos.*
- (49) Cf. Acolas, *L'Idée du Droit*, Paris, 1871.
- (50) Cf. Nicolet, *op. cit.*, p.412sq.
- (51) L. Pauliat, *Le Mandat Impératif*, Paris, 1872.
- (52) 『西園寺公望遺言』前掲六〇頁。
- (53) 井田論文A(七) 一一一頁参照。
- (54) Eugène Véron, *L'Instruction populaire*, Lyon, 1871.
- (55) Eugène Véron, *Le Progrès intellectuel dans l'humanité*, 2^eéd. Paris, 1872.
- (56) この事実から、井田氏の略歴が述べられているように、ヴェロンが一八六八年以来、『ル・プログレ』紙の編集長であったか
どうか疑問がある。むしろヴェロンのリヨンでの活動は七〇年一月のこの時点から開始された可能性が強いと思われるが、こ
の点については未確認である。
- (57) *Philosophie de l'art, leçons professées à l'Ecole des Beaux Arts*, Paris, 1865.
- (58) 井田論文D 一七三頁。
- (59) 飛鳥井雅道氏は『民権運動と『維氏美学』』(桑原武夫編『中江兆民の研究』、岩波書店、一九六九年)の中で、「ヴェロン
は兆民の滞仏中、自由主義・科学主義的なジャーナリスト・学者として、すでに有名な存在であった」と述べている(一一一
頁)。有名か無名かは相対的な問題だが、それとしても飛鳥井氏の主張には承服しがたい。
- (60) Cf. Nicolet, *op. cit.*, p. 410sq.

- (63) 井田論文D、二三二頁以下。
- (64) Jules Barni, *Manuel Républicain*, Paris, 1872.
- (65) *ibid.*, p. 1
- (66) *ibid.*, pp. 1-2.
- (67) Charles Renouvier, *Manuel républicain de l'homme et du citoyen*, Paris, 1848. なお本書にはガルニエ社による新版がある。Les Classiques de la Politique, Garnier, 1981.
- (68) *ibid.*, Les Classiques de la Politique, p. 175.
- (69) 『全集』第十四卷「解題」で、松永昌三氏は、兆民の語義説明の一つの典拠としてフィエ『歴史字典』をあげている。三五〇頁参照。
- (70) 拙稿「方法としての中江兆民」、『下関市大論集』第二七巻、第三号、一九八四年。
- (71) 井田進也氏によれば、兆民の利用しえた原典で、詳細な注釈のついているものはないという(同氏「中江兆民の翻訳、訳語について」(一)、『文学』一九八一年一月号、七二頁)。私もこの点を確認した。
- (72) 井田氏は論文Aにおいて、「十八世紀の文学と思想」とりわけルソーを学ぶのにもっともふさわしい条件が兆民留学当時のソルボンヌに用意されていた(六六頁)と述べているが、私はこの考え方をとらない。むしろルソーを学ぶ最適の場は、このような正規の教育機関の外にあったと考えられるし、兆民の政治思想形成の主たる場はそのようなものであったと考えられる。
- (73) Cf. Nicolet, *op. cit.*, p. 70sq., Pierre Barral, *Les Fondateurs de la Troisième République*, Armand Colin, p. 9sq.
- (74) Nicolet, *op. cit.*, p. 70.
- (75) 例えばバルニの『十八世紀フランスの道徳・政治思想史』は、全三九章のうち十四章をルソーに当てている。他の思想家

が五章前後しか当へられていないのに比して、いかに破格の扱いであるかがわかるだろう。

- (76) Barni, *op. cit.*, pp. 8-9.
- (77) Etienne Vacherot, *La Démocratie*, Paris, 1860.
- (78) *ibid.*, pp. 67-68.
- (79) Barni, *op. cit.*, p. 108.
- (80) 拙稿「中江兆民と明治啓蒙思想」『下関市大論集』第二五巻、第一号、一九八一年。
- (81) Barni, *La Morale dans la Démocratie*, Paris, 1868. ただし、私が利用したのは、一八八五年の第三版である。
- (82) *ibid.*, p. 4.
- (83) 前掲拙稿「中江兆民と明治啓蒙思想」。
- (84) Nicolet, *op. cit.*, pp. 433-4.
- (85) Barni, *op. cit.*, p. 15.
- (86) Cf. J. P. T. Bury, *Gambetta and the Making of the Third Republic*, Longman, 1973, p. 26.
- (87) Cf. Jean-Marie Mayeur, *Les débuts de la III^e République, 1871-1898*, Paris, 1973, p. 21sq.
- (88) Barni, *op. cit.*, pp. 84-5.
- (89) Jules Simon, *La Politique Radicale*, 3^{ed}, Paris, 1869, p. 179sq.
- (90) *ibid.*, p. 180.
- (91) Vacherot, *op. cit.*, p. 315.
- (92) *ibid.*, pp. 311-316.
- (93) 論文『二三一頁以下』。

- (94) 例えは『La Revue Politique et Littéraire』の一八七二年十二月二八日号に書評が掲載されている。
- (95) Cf. Nicolet, *op. cit.*, p. 283sq.
- (96) *ibid.*, pp. 297—8.
- (97) *ibid.*, p. 317.
- (98) John A. Scott, *op.cit.*, p. 159.
- (99) 『統一年有半』で兆民が、認識論としての実証主義を批判していることを私は忘れてはならない。私が実証主義という語をもっと広義に用いていることは、本文中の叙述によって明らかであろう。
- (100) 幸徳秋水『兆民先生、兆民先生行状記』、岩波文庫、一一頁。
- (101) 一例として田中館愛橋『羅馬字意見』(明治十八年、『明治文化全集』文学芸術篇、所収)を見よ。
- (102) 例えは「君民共治之説」(明治十四年)を想起せよ。

〔付記〕

- 1、本稿は、フランス政府給費留学生として、一年間パリ第四大学に留学した際の成果をまとめたものである。私のような日本を専門としている者に留学の機会を与えられたフランス政府と下関市に謝意を表するとともに、一年間の自由な時間を与えてくださった下関市大の先生方、同僚諸兄にお礼申しあげる。
- 2、本文中にも記した通り、本稿は井田進也氏の仕事に多くのものを負っている。井田氏の先駆的な業績に敬意を表するとともに、渡仏に先立って筆者が上京した際、氏が貴重な時間を割いて様々な忠告、助言を与えて下さったことに、心から謝意を表する。
- (一九八六・一・一〇)